

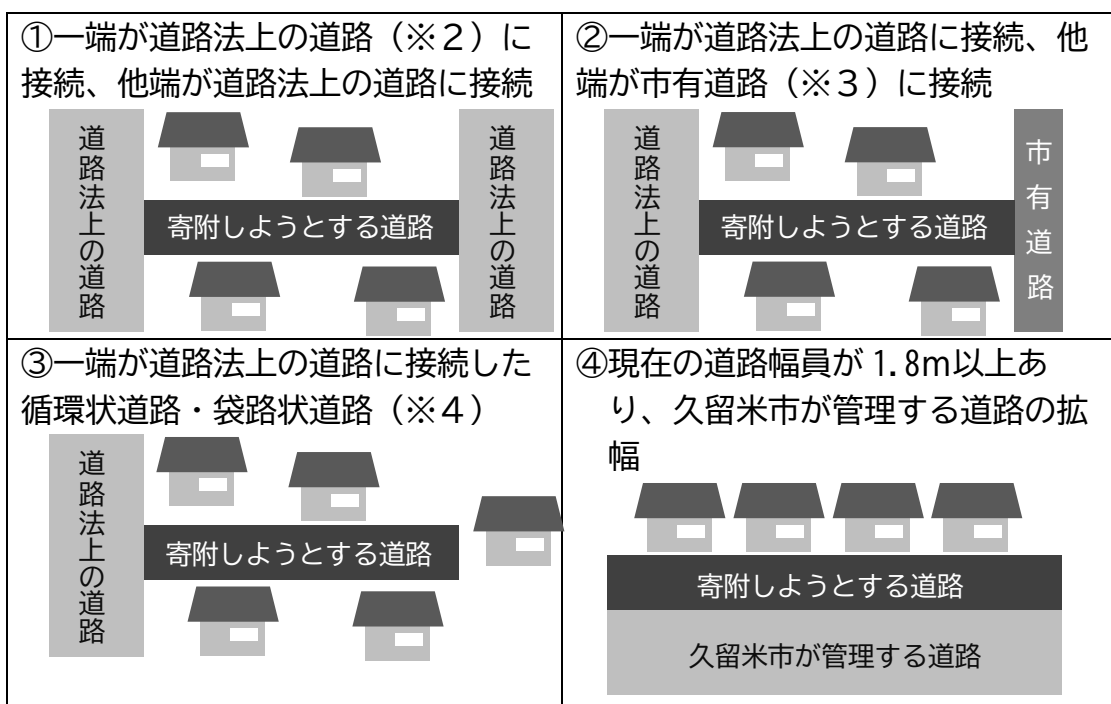
道路用地や水路用地の寄附をお考えの方へ

あなたが所有される土地で、道路や水路として既に利用されているなど一定の要件を満たすものは、久留米市に寄附することができます。

要件を満たさない場合は寄附をお受けできませんので、寄附に際しては必ず用地を整理される前に「寄附調査依頼書」の提出が必要となります。

1 久留米市が寄附を受ける道路

有効幅員が 4.00m 以上で、現に利用されている（※１）次に該当する公共性が高い道路など



- ※１現に利用されている道路 … 道路として分筆、または現況が道路になって３年以上経過した道路
※２道路法上の道路 … 道路法第３条 高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道
※３市有道路 … 久留米市が管理する里道、農道など
※４袋路状道路の要件 … 寄附しようとする道路に接する土地及び家屋の異なった所有者が、道路法上の道路に面した土地及び家屋を除いて３名以上あるもの

2 久留米市が寄附を受ける水路

久留米市が管理する道路の排水を現に受けている水路など

3 その他の条件

- 電柱、樹木などの支障物がないこと。
- 抵当権などの私権が設定されていないこと。
- 道路の場合は、路面にオウトツなどがなく安全に通行できること。

4 寄附の流れ（処理期間）

申請者		久留米市
①「寄附調査依頼書」 <u>（様式第1号）</u> に、位置図、字図などを添付して市へ提出。	➡	受理後、現地確認、関係課意見照会（約1か月半から2か月）
回答文書を確認し条件整備	⬅	②「寄附調査依頼（通知）」回答
③条件整備が完了したら、市へ連絡	➡	連絡を受け条件整備の確認（約2週間）
	⬅	④「寄附申込書」 <u>（様式第2号）</u> を配付
⑤「寄附申込書」 <u>（様式第2号）</u> に、必要書類を添付して市へ提出。	➡	受理後、測量、登記などの処理（約2か月）
	⬅	⑥「寄附受領書」を送付

5 寄附に係る費用

- 寄附調査後の条件整備に係る費用、相続に係る費用は申請者負担です。
- 抵当権等の私権が設定されている場合は、分筆に係る測量、分筆登記、抹消登記の費用は申請者負担となります。
- 抵当権等の私権が設定されていない場合は、分筆に係る測量、分筆登記の費用は市が負担します。
- 所有権移転に係る費用は市が負担します。

6 留意事項

- 寄附調査を経ていないものは寄附受納できません。
- 道路・水路用地の寄附は、市が必要とする合理的で最小な範囲で受納します。
- 開発許可の取得を目的とした寄附は、関係課で調整済みのものに限りします。
- 後退道路用地の寄附は、後退道路協議の完了確認を受けたものに限りします。

お問い合わせ（書類の提出先）

都市建設部路政課 本庁舎 10 階 TEL：0942-30-9076 FAX：0942-30-9712

※次の地域は各総合支所でお受けします。

田主丸地域	：田主丸総合支所環境建設課	支所 2 階	TEL：0943-72-2156
北野地域	：北野総合支所環境建設課	支所 2 階	TEL：0942-78-3696
城島地域	：城島総合支所環境建設課	支所 2 階	TEL：0942-62-2116
三潴地域	：三潴総合支所環境建設課	支所 1 階	TEL：0942-64-2672